

# 空き家バンク

## に登録しませんか。

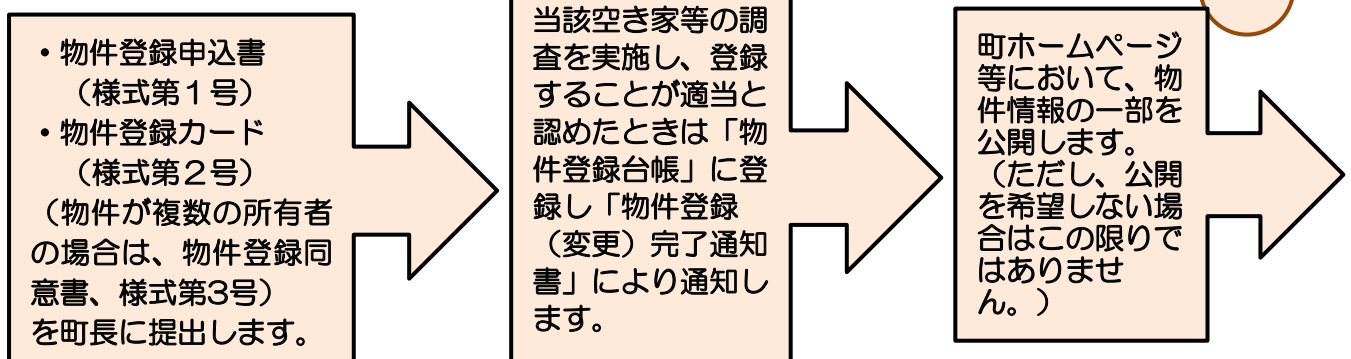
「空き家バンク」とは、空き家を「売りたい・貸したい所有者」と「買いたい・借りたい利用希望者」がそれぞれ登録を行い、利用希望者に空き家の情報を提供することにより空き家を有効活用し、地域の環境保全、定住促進および地域の活性化を図るものです。

「空き家バンク」への登録は無料です。ただし、売買や賃貸などの交渉・契約に関する仲介は、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会吾妻支部に加盟する仲介業者が行いますので、売買や賃貸などの契約が成立したときは、仲介手数料が発生します。

### ■ 空き家バンクに登録できる要件

- 1 東吾妻町の固定資産課税台帳に登載されていること。
  - 2 隣接地との敷地境界が確定していること。
  - 3 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。（設定されている場合は、東吾妻町空き家バンク物件登録カード中の特記事項欄にその旨を記載ください。）
  - 4 当該空き家等の所有者とその敷地の所有者が異なる場合は、敷地所有者等の同意を得ていること。
  - 5 所有者等に町税等の滞納がないこと。
- ※ 老朽化が著しく、大規模な補修が必要な場合等により登録できないことがあります。

### 登録方法



※ (様式第1号) (様式第2号) (様式第3号) は、町公式ホームページからダウンロードできます。

※お問合せ：東吾妻町役場 企画課 定住促進係 ☎ 0279-68-2111